

議第 44 号

下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

下呂市奨学資金貸与条例について、名称、対象者の要件等に変更が生じたため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

下呂市奨学資金貸与条例（令和7年下呂市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>下呂市みらい奨学金貸与条例</u></p> <p><u>(奨学資金の名称)</u></p> <p><u>第2条 市が貸与する奨学資金の名称は、「下呂市みらい奨学金」とする。</u></p> <p><u>(貸与の対象者)</u></p> <p><u>第3条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p><u>(1)・(2) (略)</u></p> <p><u>(3) その他規則に定める要件を満たしていること。</u></p> <p><u>(貸与の額及び期間)</u></p> <p><u>第4条 奨学資金は、次に掲げるところにより本人に貸与する。</u></p> <p><u>(1)・(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 前号に規定する貸与の期間中において、別の大学等への編入又は留年等在学期間を変更する場合は、再度申請するものとし、貸与の期間は、1人あたり通算4年以内とする。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(利子の免除及び補助)</u></p> <p><u>第5条 市長は、貸与を受けている者が第3条に規定する要件を満たしているときは、貸与</u></p>	<p><u>下呂市奨学資金貸与条例</u></p> <p><u>(貸与の対象者)</u></p> <p><u>第2条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p><u>(1)・(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (貸与の額および期間等)</u></p> <p><u>第3条 奨学資金は、次に掲げるところにより本人に貸与する。</u></p> <p><u>(1)・(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>した額に係る利子の全額を免除する。</u></p> <p>2 <u>市長は、規則で定めるところにより、貸与した額に係る利子に関し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。</u></p>	
第6条～第8条 (略)	第4条～第6条 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市奨学資金貸与条例について、名称、対象者の要件等に変更が生じたため、条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 名称を下呂市奨学資金から下呂市みらい奨学金に変更します。

(第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条関係)

(2) 成績要件等その他の要件は、規則で定めます。

(第3条関係)

(3) 貸与の期間中に、別の大学に編入する場合や留年等で在学期間が変更となった場合等は、再度申請を行うこととし、貸与期間は通算4年以内とします。

(第4条関係)

(4) 貸与した奨学資金に係る利子は、第3条に規定する対象者の要件を満たしていれば、全額免除とし、卒業後4年間は、補助金を交付します。

(第5条関係)